

三橋中学校人権宣言

私たちは、すべての生徒、教職員、保護者に基本的人権が保障される学校を願っています。その一端を担うため、ここに三橋中学校人権宣言を發表します。私たち生徒は皆平等に、授業やその他の学校生活をとおして「ゆたかに たくましく かしこく」成長していく権利をもっています。しかし、私たちを取り巻く現実の学校生活には、いじめをはじめ基本的人権にかかわる問題がないとはいえません。そこで、ここに人権宣言を作成し、あらゆる差別をなくし一人一人が人権を尊重し合い、自由と平等にあふれた楽しく明るい学校生活を築くために、お互いに努力することを決意します。

1. 私たちは、年齢、名前、性別、出身、身体などの理由で不当な差別をされることはありません。
2. 私たちは、自分の考えを言うことができます。ただし、人のいやがることや限度をこすこと、わがままはいけません。
3. 私たちは、だれもが皆平等、公平に意見を聞いてもらえます。
4. 私たちは、人をきずつけるようなこと、迷惑となること、人のいやがることはしません。
5. 私たちは、だれもがいじめをとめることができます。また、とめるように心掛けなければなりません。
6. 私たちは、いじめだと感じたらすぐに訴えることができます。
7. 私たちは、公共物や個人のものをとったり、こわしたり、いたずらするようなことがあってはなりません。
8. 私たち生徒は、皆平等に、公平に授業を受けることができます。授業のさまたげになるようなことをしてはいけません。

私たちは、みんなが同じように人権をもっていることを認め合い、この人権宣言をもとによりよい学校をつくっていきます。もし、人権がそこなわれると思われることがあったときは、生徒会はその訴えを聞いて解決のために努力します。

1996年6月19日 三橋中学校生徒総会